

『公安機関の管轄する刑事事件の立件・訴追基準に関する規定（二）』の  
 営業秘密侵害事件の立件・訴追基準の修正に関する補足規定（意見募集稿）  
 に対する意見

一般社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産運営委員会

意見項目	修正提案	修正理由
<p>第七十三 条 第2項 (四)</p>	<p>「(四) 営業秘密が不正な手段を用いて取得され、又は取り決め若しくは権利者の営業秘密保持に関する要求に違反して<b>開示、使用許諾されたもの</b>と知りながら、当該営業秘密を<b>取得、使用又は開示</b>したことにより生じた損失額は、権利者が権利侵害により被った売上利益の損失に基づき確定することができる。」                      において、</p> <p>(1)「<b>開示、使用許諾されたもの</b>」については(一)～(三)号との整合性を取るために、「<b>取得、開示、使用又は他人へ使用許諾されたもの</b>」と修正いただくことを要望いたします。</p> <p>(2)「<b>取得、使用又は開示</b>」についても(一)～(三)号との整合性を取るために、「<b>取得、開示、使用又は他人へ使用許諾</b>」と修正いただくことを要望いたします。</p>	<p>(四)号は、(一)から(三)号と関連する規定です。営業秘密について不正や違反により、(一)から(三)号の行為が行われたことを知りながら、その営業秘密について(一)から(三)号の行為を行うことを対象にしていると思われます。</p> <p>従って、(四)号は、(一)から(三)号の規定する行為と整合するように規定すべきと考えます。</p>
<p>第2項 (五)</p>	<p>「(五) 営業秘密の<b>開示又は他人への使用許諾</b>により<b>取得した財物又はその他の財産的利益</b>は、違法所得とみなさなければならぬ。」において、</p> <p>(1)「<b>開示又は他人への使用許諾</b>」については、(一)～(三)号との整合性を取るために、「<b>取得、開示、使用又は他人への使用許諾</b>」と修正いただくことを要望いたします。</p>	<p>(1)(一)から(四)号は「損失額」について、(五)号は「財物又はその他の財産上の利益」についての規定であり、それぞれ営業秘密について違反する行為と損失額や財物・利益等について規定しています。従って、(五)号は、(一)から(四)号の規定する行為と整合するように規定すべきと考えます。</p> <p>(2)「取得した財物又はその他の財産上の利益」とありますが、「不正に」取得したも</p>

	<p>(2) 「取得した財物又はその他の財産上の利益」については「不正に取得した財物又はその他の財産上の利益」と修正いただくことを要望いたします。</p>	<p>のであることを明記すべきと考えます。</p>
第3項	<p>「権利者の損失額が確定できない場合は、侵害品の販売量に侵害品 1 個あたりの合理的利益に基づき確定することができる。」と規定されるうち、</p> <p>「権利者の損失額が確定できない場合」について「侵害製品の販売量に権利者の一製品あたりの合理的利益が確定できない場合」と修正いただくことを要望いたします。</p>	<p>「権利者の損失額が確定できない場合」と規定されていますが、ここは前文との関係が分かるように規定されるべきと考えます。</p> <p>前文には「販売量の減少総数が確定できない場合は、侵害品の販売量に権利者の製品 1 個あたりの合理的利益を乗じた額に基づき確定することができる。」と規定されております。</p> <p>この前文との関係からすると「侵害品の販売量に権利者の製品 1 個あたりの合理的利益」と規定されることに対応して記載されるべきであり、「権利者の損失額が確定できない場合」ではなく「侵害製品の販売量に権利者の一製品あたりの合理的利益が確定できない場合」と修正すべきと考えます。</p>
第6項	<p>「営業秘密の商業的価値は、研究開発コスト、当該営業秘密の実施による収益等の要素を総合的に考慮し上で確定することができる。」と規定されるうち</p> <p>「研究開発コスト」について「当該営業秘密に関する研究開発、販売、管理等のコスト」と修正いただくことを要望いたします。</p>	<p>「営業秘密の商業的価値」を確定するためのコストとして「研究開発コスト」のみが規定されていますが、営業秘密に関しては販売コストや管理コストも関係しています。</p> <p>また、「研究開発コスト」も営業秘密に係るコストに限定されるべきです。</p> <p>よって、「研究開発コスト」を「当該営業秘密に係る研究開発、販売、管理等のコスト」と修正すべきだと考えます。</p>

(以上)